利府町各種会計予算書

利 府 町

上 次

利府町一般会計予算・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
利府町国民健康保険特別会	計予	算	•	•	•	•			•	•	•					•	•	•	•	•		•	•			•		•	9
利府町介護保険特別会計予	算•		•	•	•	•				•	•				•	•	•	•	•	•		•				•	•	•	13
利府町後期高齢者医療特別	会計	予	·算	•	•	•			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•			•		•	17
利府町町営墓地特別会計予	算•	•	•	•	•			•		•	•							•	•	•	•	•		•	•	•		•	21
利府町水道事業会計予算・			•	•	•	•			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•			•		•	25
利府町下水道事業会計予算																													29

利府町一般会計予算

議案第12号

令和2年度利府町一般会計予算

令和2年度利府町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12、440、000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,00千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した 給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和2年3月2日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 町 税		4,620,016
	1 町 民 税	2,149,045
	2 固 定 資 産 税	2,146,237
	3 軽 自 動 車 税	88,191
	4 市 町 村 た ば こ 税	236,426
	5 入 湯 税	117
2 地 方 譲 与 税		94,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	25,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	65,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	4,000
3 利 子 割 交 付 金		2,000
	1 利 子 割 交 付 金	2,000
4 配 当 割 交 付 金		10,000
	1配当割交付金	10,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		29,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	29,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		670,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	670,000
8 ゴルフ場利用税交付金		23,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環 境 性 能 割 交 付 金		9,000

款	項	金額
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	9,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300
12 地 方 特 例 交 付 金		40,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	40,000
13 地 方 交 付 税		1,010,000
	1 地 方 交 付 税	1,010,000
14 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		110,335
	1 負 担 金	110,335
16 使 用 料 及 び 手 数 料		241,070
	1 使 用 料	176,064
	2	65,006
17 国 庫 支 出 金		1,860,008
	1 国 庫 負 担 金	1,378,628
	2 国 庫 補 助 金	475,528
	3 委 託 金	5,852
18 県 支 出 金		952,600
	1 県 負 担 金	654,767
	2 県 補 助 金	223,387
	3 委 託 金	74,446
19 財 産 収 入		10,757
	1財産運用収入	10,754
	2 財 産 売 払 収 入	3
20 寄 附 金		100,000

		款]	頃				金額
				1 寄			附			金	100,000
21	繰	λ	金								953,537
				1 特	別	会	計	繰	入	金	41,005
				2 基	金	-	繰)	\	金	912,532
22	繰	越	金								10,000
				1 繰			越			金	10,000
23	諸	ЧΖ	入								446,175
				1 延	滞金	、加	算	金 及	び過	料	1,000
				2 預		金		利		子	1
				3 貸	付	金	元	利	ЧΣ	入	186,575
				4 雑						入	258,599
24	囲丁		債								1,237,200
				1 町						債	1,237,200
		歳	λ	合		Ì	i†				12,440,000

(単位:千円)

歳 出

	<i>1</i> 3% L	款								金額
1	議	会	費							140,947
				1 議		会			費	140,947
2	総	務	費							2,865,506
				1 総	務	管	理		費	1,126,866
				2 徴		税			費	173,040
				3 戸	籍住	民 基	本 台	帳	費	87,514
				4 選		挙			費	9,603
				5 統	計	調	查		費	11,398
				6 企		画			費	1,439,088
				7 監	查	委	員		費	17,997
3	民	生	費							4,418,861
				1 社	会	福	祉		費	1,652,629
				2 児	童	福	祉		費	2,764,525
				3 災	害	救	助		費	1,707
4	衛	生	費							945,306
				1 保	健	衛	生		費	355,168
				2 清		掃			費	590,138
5	労	働	費							45,201
				1 労		働	諸		費	45,201
6	農	林水産	業費							106,928
				1 農		業			費	86,622
				2 林		業			費	14,171
				3 水		産	業		費	6,135
7	商	エ	費							140,036
				1 商		エ			費	140,036
8	土	木	費							874,731

		款					項			金額
					1 土	木	管	理	費	23,450
					2 道	路	橋	梁	費	524,996
					3 河		Ш		費	150
					4 都	市	計	画	費	263,212
					5 住		宅		費	62,923
9	消	防		費						472,974
					1 消		防		費	472,974
10	教	育		費						1,285,633
					1 教	育	総	務	費	371,205
					2 小	<u>=</u>	学	校	費	156,834
					3 中	<u>=</u>	学	校	費	77,874
					4 社	会	教	育	費	167,034
					5 保	健	体	育	費	512,686
11	災	害復	旧	費						2
					1 公	共 土 木	施設	災害 復	旧費	1
					2 公	共 施 詰	ひ 等 災	害復	旧費	1
12	公	債		費						1,077,174
					1 公		債		費	1,077,174
13	予	備		費						66,701
					1 予		備		費	66,701
		歳	出		合		計			12,440,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
コミュニティセンター除細動器賃貸借事業	令和3年度から令和7年度まで	4 4 9
住基ネット統合端末賃貸借事業	令和3年度から令和7年度まで	1, 756
住基ネット統合端末保守業務事業	令和3年度から令和7年度まで	8 1 4
券 面 印 字 シ ス テ ム 賃 貸 借 事 業	令和3年度から令和4年度まで	1, 020
券 面 印 字 シ ス テ ム 保 守 業 務 事 業	令和3年度から令和4年度まで	193
都 市 計 画 道 路 見 直 し 調 査 負 担 金	令和3年度から令和4年度まで	2, 904
学校給食施設食缶洗浄機・連続揚物機賃貸借事業	令和3年度	165
学校給食施設食器洗浄機賃貸借事業	令和3年度	1 4 0

第 3 表 地

債

方

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市再生整備計画事業	603,800			
災害援護資金貸付金	1, 700			
農林水産業施設整備事業	3, 700			借入期日の翌日から30年以内に半年賦
道 路 整 備 事 業	108, 900	証書借入又は 証券発行	率見直し方式で借り入れる資金 について、利率の見直しを行っ た後においては、当該見直し後	元利均等償還又は元金均等償還とする。た だし、融資条件又は財政の都合により償還 年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利
公共施設等適正管理推進事業	63,000	III. 33 7 E 3	の利率)	に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業	6, 100			
臨 時 財 政 対 策 債	450,000			
11h	1, 237, 200			

利府町国民健康保険特別会計予算

議案第13号

令和2年度利府町国民健康保険特別会計予算

令和2年度利府町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,023,009千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和2年3月2日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

	73%	款		項	金額
1	玉	民 健 康 保 険	税		534,815
				1 国 民 健 康 保 険 税	534,815
2	使	用 料 及 び 手 数	女 料		315
				1	315
3	玉	庫 支 出	金		1
				1 国 庫 補 助 金	1
4	県	支 出	金		2,235,391
				1 県 補 助 金	2,235,391
5	財	産収	λ		20
				1 財産運用収入	20
6	繰	λ	金		249,546
				1 他 会 計 繰 入 金	164,330
				2 基 金 繰 入 金	85,216
7	繰	越	金		1,000
				1 繰 越 金	1,000
8	諸	ЧΖ	λ		1,921
				1 延滞金、加算金及び過料	1,305
				2 貸 付 金 元 利 収 入	340
				3 雑 入	276
		歳	λ	合 計	3,023,009

(単位:千円)

歳出

款 項 金額 1 総 務 費	
1 松	
177 5	
1 総 務 管 理 費 31,984	
2 徴 収 費 589	
3 運 営 協 議 会 費 416	
2 保 険 給 付 費 2,200,487	
1 療 養 諸 費 1,917,216	
2 高 額 療 費 271,416	
3 移 送 費 40	
4 出 産 育 児 諸 費 9,665	
5 葬 祭 諸 費 2,150	
3 国民健康保険事業費納付金 726,363	
1 医療給付費分 483,051	
2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 184,726	
3 介 護 納 付 金 分 58,586	
4 共 同 事 業 拠 出 金 3	
1 共 同 事 業 拠 出 金 3	
5 保 健 事 業 費 49,308	
1 保 健 事 業 費 23,869	
2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費 25,439	
6 基 金 積 立 金 20	
1 基 金 積 立 金 20	
7 公 債 費 17	
1 公 債 費 17	
8 諸 支 出 金 3,822	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 3,819	
2 繰 出 金 3	

	款			項		金額
9 予	備	費				10,000
			1 予	備	費	10,000
	歳	出	合	計		3,023,009

利府町介護保険特別会計予算

議案第14号

令和2年度利府町介護保険特別会計予算

令和2年度利府町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,161,724千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 50.000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和2年3月2日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入 (単位:千円) T古 仝

		款		項	金額
1	保	険	料斗		555,998
				1 介 護 保 険 料	555,998
2	使	用 料 及 び 手	数料		54
				1 手 数 料	54
3	玉	庫 支 出	金		410,355
				1 国 庫 負 担 金	358,149
				2 国 庫 補 助 金	52,206
4	支	払 基 金 交	付 金		547,490
				1 支 払 基 金 交 付 金	547,490
5	県	支 出	金		302,972
				1 県 負 担 金	287,749
				2 県 補 助 金	15,223
6	財	産収	入		31
				1 財産運用収入	31
7	繰	入	金		343,720
				1 一 般 会 計 繰 入 金	339,275
				2 基 金 繰 入 金	4,445
8	繰	越	金		1,000
				1 繰 越 金	1,000
9	諸	収	入		104
				1 延滞金、加算金及び過料	101
				2 雑 入	3
		歳	入	合 計	2,161,724

(単位:千円)

歳出

	//// Щ	款			項	金額
1	総	務		費		64,529
					1 総 務 管 理 費	35,117
					2 徴 収 費	917
					3 介護認定審査会費	28,431
					4 運 営 協 議 会 費	64
2	保険	給	付	費		1,993,379
					1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,818,391
					2 介護予防サービス等諸費	55,380
					3 そ の 他 諸 費	1,800
					4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	47,008
					5 特定入所者介護サービス等費	70,800
3	財 政 安	定化基	金 拠 出	金		1
					1 財政安定化基金拠出金	1
4	基金	積	$\overrightarrow{\Omega}$	金		31
					1 基 金 積 立 金	31
5	地 域	支 援	事 業	費		93,231
					1 介護予防・生活支援サービス事業費	26,346
					2 介 護 予 防 事 業 費	13,678
					3 包括的支援事業費	52,872
					4 そ の 他 諸 費	95
					5 高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	240
6	公	債		費		1
					1 公 債 費	1
7	諸	支	出	金		552
					1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	551
					2 繰 出 金	1

	款			項		金額
8 予	備	費				10,000
			1 予		費	10,000
	歳	出	合	計		2,161,724

利府町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号

令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度利府町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301,096千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		250,224
	1 後期高齢者医療保険料	250,224
2 使 用 料 及 び 手 数 料		27
	1 手 数 料	27
3 繰 入 金		50,244
	1 一 般 会 計 繰 入 金	50,244
4 繰 越 金		599
	1 繰 越 金	599
5 諸 収 入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	1
歳	合 計	301,096

歳出

(単位:千円)

		款			項			金額
1	総	務	費					1,537
				1 総	務 管	理	費	1,537
2	後期高	齢者医療広域	連 合 納 付 金					298,528
				1 後期高	高齢者医療広	域連合	納付金	298,528
3	諸	支 出	金金					631
				1 償 還	金 及 び 還	付加	算 金	630
				2 繰	出		金	1
4	予	備	費					400
				1 予	備		費	400
		歳	出	合	計			301,096

利府町町営墓地特別会計予算

議案第16号

令和2年度利府町町営墓地特別会計予算

令和2年度利府町の町営墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,823千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

款			項			金額
1 使	用 料 及 び 手	数料				6,134
			1 使	用	料	2,004
			2 手	数	料	4,130
2 財	産収	入				10
			1 財	産 運 用	収 入	10
3 繰	λ	金				4,677
			1 基	金繰	入 金	4,677
4 繰	越	金				1
			1 繰	越	金	1
5 諸	ЧΖ	λ				1
			1 雑		λ	1
	歳	入	合	計		10,823

歳出

(単位:千円)

			款							項				金額
1	事		業		費									1,643
						1	囲丁	営	墓	地	管	理	費	1,643
2	基	金	積	立	金									2,507
						1	基	Ę	È	積	<u> </u>		金	2,507
3	公		債		費									5,673
						1	公			債			費	5,673
4	予		備		費									1,000
						1	予			備			費	1,000
			歳		出		合			計				10,823

令和2年度

利府町水道事業会計予算

議案第17号

令和2年度利府町水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和2年度利府町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	水	戸	数	13,800	戸
(2)	年	間 配	水	量	4,114,144	m^3
(3)	一 目	平 均	配水	量	11,330	m^3
(4)	主要	な建設	改良事	業	296,250	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	人		
第 1 款 水道事業収益			1, 068, 228	千円
第 1 項 営 業 収 益			944,377	千円
第 2 項 営 業 外 収 益			123,851	千円
	支	出		
第 1 款 水道事業費用			920, 334	千円
第 1 項 営 業 費 用			883,805	千円
第 2 項 営 業 外 費 用			35,529	千円
第4項予 備 費			1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額378,446千円は、過年度分損益勘定留保資金378,446千円で補てんするものとする。)。

	収	入		
第 1 款 資本的収入			95,670	千円
第 1 項 開 発 負 担 金			2,865	千円
第 5 項 他会計補助金			2,805	千円
第6項企業債			90,000	千円
	支	出		
第 1 款 資本的支出			474, 116	千円
第 1 項 建 設 改 良 費			359,518	千円
第 2 項 企業債償還金			1 1 4, 5 9 8	千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

	款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
	1 資本的支出	1 建 設 改 良 費	利府浄水場No.2・3・4急速ろ 過機電動弁更新事業	179 426	令和2年度	90,000
_	1 資本的支出		過機電動弁更新事業	172,436	令和3年度	82,436

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事項	期間	限 度 額
水道会計システム賃貸借事業	令和3年度から令和7年度まで	14,850

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度	額	起債の方法		利	率	償	還	0	方	法
浄水施設 更新事業	90,00	0	証書借入又は 証券発行 	率見直し力	方式で借 利率の	(ただし、利 り入れる資金 見直しを行っ 当該見直し後	均等償還又 資条件又は	は元金均 財政の都 は繰上償	等償還と合により	する。た 償還年限	だし、融 を短縮

(一時借入金)

第8条一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業 外費用に係る予算額に過不足を生じた場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第 1 0 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

80,068 千円

(2) 交 際 費

10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年3月2日提出

利府町長 熊谷 大

令和2年度

利府町下水道事業会計予算

議案第18号

令和2年度利府町下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和2年度利府町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	34,740	人
(2)	年 間 排 水 量	3,588,000	$ m m^3$
(3)	一日平均排水量	9,830	$ m m^3$
(4)	主要な建設改良事業	2 5 8, 1 0 0	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

,	/\	$\mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} $	THE TANK DIVERSITY OF THE MENT	~ 0		
			収	入		
	第 1 款	下水道事業収益			1,221,778	千円
	第 1 項	営 業 収	益		443,024	千円
	第 2 項	営 業 外 収	益		778,754	千円
			支	出		
	第 1 款	下水道事業費用			1,174,992	千円
	第 1 項	営業費	用		1,130,444	千円
	第 2 項	営業外費	用		41,971	千円
	第 3 項	特 別 損	失		1,577	千円
	第 4 項	予備	費		1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 173,824 千円 は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,357 千円、当年度分損益勘定留保資金 131,780 千円及び当年度 利益剰余金処分額 19,687 千円で補てんするものとする。)。

	収	入		
第 1 款 資本的収入			3 9 5, 5 2 9	千円
第1項 国庫支出	金		80,900	千円
第2項出資	金		19,229	千円
第3項 企 業	債		295,400	千円
	支	出		
第 1 款 資本的支出			569,353	千円
第 1 項 建 設 改 良	費		3 3 4, 8 1 5	千円
第 2 項 企業債償還	金		234,538	千円

(特例的収入及び支出)

第 5 条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として 整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ 46,660 千円及び 52,949 千円である。

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

				i i			項	Į				期間	限	度	額
水	洗	便	所	改	造	資	金	利	子	補	給		借入期間中 につき約定利。 利子相当額		
水	洗	便	所	改	造	資	金	損	失	補	償	令和3年度から令和7年度まで	融資元本の定に基づく期お元本及び遅一部が回収さまける当該回額	限を経 延利子 れなか	過してもな の全部又は った場合に

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法		
公共下水道事業	217, 100			借入期日の翌日から40年以内に半年賦元利 均等償還又は元金均等償還とする。ただし、融		
流域下水道事業	21, 900	証書借入又は 転 数 交	について、利率の見直しを行っ	資条件又は財政の都合により償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低利に借換えするこ		
資本費平準化事業	56,400		の利率)	とができる。		
計	295, 400					

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業 外費用に係る予算額に過不足を生じた場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 1 0 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

22,215 千円

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち、19,687千円は次のとおり処分するものと定める。

減 債 積 立 金

19,687 千円

令和2年3月2日提出

利府町長 熊谷 大